

■ おわりに

本研究会としては、委員の方々からの活発で忌憚のないご意見や事例発表などにより、横須賀港の特色を活かした、横須賀港ならではの浅海域の保全・再生の形を描き出し、整備計画の策定など今後の具体的な段階へ向けた考え方や進め方などをまとめ、「報告書」として作成しました。

当該事業は、以下のとおり、利活用・環境・防災の面から大きな効果が期待できることから、本研究会としては事業化していくべきと考え、今後の事業実施に向けてさらなる検討を進めることを進言します。

《期待できる効果》

- 利活用面では、市民が海にふれあえる空間が創出され、様々な利活用によって海に親しめる効果が期待できる。
- 環境面では、横須賀港の海域環境保全・再生の効果が期待でき、将来に亘る地元の海の幸の享受に貢献できるとともに、東京湾全体の環境への寄与や全国的にも先進的なモデルとなることが期待できる。
- 防災面では、高潮・侵食対策や大規模災害への対策として効果が期待できる。

そのためにも、横須賀市においては、厳しい財政状況の中、国の直轄事業や補助事業として採択されるよう努めるとともに、民間資本の活用等も視野に入れて、まずは財源の確保に向けて多角的に検討し、併せて事業実施に必要となる予算措置に努めることを要望します。

最後に、この報告書をもとに、今後、横須賀市が中心となって、地域住民や事業者などを含めて整備のための検討を進めることが必要であり、将来の子どもたちに横須賀のより良い海辺環境を引き継ぐためにも、当該事業の実現に向けて積極的に取り組んでいくことを期待します。

資料編

1	横須賀港浅海域保全・再生研究会設置要綱	32
2	横須賀港浅海域保全・再生研究会条例	33
3	横須賀港浅海域保全・再生研究会の開催経緯	34
4	横須賀港浅海域保全・再生研究会委員名簿	36
5	横須賀港における浅海域の保全・再生のあり方について(報告)	37

1

横須賀港浅海域保全・再生研究会設置要綱

(設置)

第1条 横須賀港の良好な海辺環境の保全及び再生に係る事業に関し、場所の選定、利用及び活用、整備方法、課題等の検討に資するため、横須賀港浅海域保全・再生研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 研究会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、海辺環境に関し専門的知識を有する者、関係団体の代表者、関係行政機関の職員及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長等)

第3条 研究会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、市長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 研究会の会議は、委員長が招集する。

2 研究会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 研究会の庶務は、港湾部港湾企画課において行う。

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

横須賀市の附属機関に準ずる機関の見直しに伴い、平成25年4月1日付で廃止

2 横須賀港浅海域保全・再生研究会条例

(設置)

第1条 横須賀港の良好な海辺環境の保全及び再生に係る事業に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀港浅海域保全・再生研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 研究会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、海辺環境に関し専門的知識を有する者、関係団体の代表者、関係行政機関の職員及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長)

第3条 研究会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 研究会の会議は、委員長が招集する。

2 研究会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 研究会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

横須賀市の附属機関に準ずる機関の見直しに伴い、平成25年4月1日付で制定

	内 容
先進事例研究① (平成 24 年 7 月 11 日)	<ul style="list-style-type: none"> ○事務局による大森ふるさとの浜辺公園（東京都）視察 ・事業の経緯について ・整備について ・利活用について
第 1 回 (平成 24 年 7 月 23 日)	<ul style="list-style-type: none"> ○検討内容 ・研究会の概要 ・横須賀港の概要 ・横須賀港の環境保全・再生の取り組み ・浅海域保全・再生の基本方針 ・浅海域保全・再生の事例 ・今後の進め方 ・参考意見（平成 24 年 6 月 30 日開催「よこすか自然環境セミナー」での市民からの意見）
第 2 回 (平成 24 年 10 月 19 日)	<ul style="list-style-type: none"> ○検討内容 ・第 1 回研究会での主な意見とその対応について ・第 1 回研究会を踏まえたスケジュール ・浅海域利活用に向けた横須賀港の課題 ・浅海域の利活用方法 ・候補地について ・候補地選定のためのデータの整理方法について ○事例発表 ・「浅場再生という視点から見た東京湾・横須賀」古川委員 ・「東京湾の環境と底棲魚介類群集の変遷：1977 年～2011 年」堀口委員
第 3 回 (平成 25 年 1 月 24 日)	<ul style="list-style-type: none"> ○話題提供 ・「市民の視点から見た浅海域保全再生への要請」今井委員 ・「港湾における環境創造及び環境利用促進」角委員 ○検討内容 ・第 2 回研究会での主な意見とその対応について ・各候補地の主な特性について ・候補地の絞り込みについて

<p>第4回 (平成25年5月29日)</p>	<p>○検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回研究会での主な意見とその対応について ・浅海域の整備工法について ・各候補地に求められる機能と整備方法について ・財源について ・試験的・先行的な取り組みについて ・候補地の優先度について ・検討会での調査項目の抽出
<p>先進事例研究② (平成25年6月25日～26日)</p>	<p>○別府港海岸(上人ヶ浜・餅ヶ浜・北浜地区)視察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定状況について ・整備状況について ・管理状況について ・利活用状況について
<p>第5回 (平成25年10月30日)</p>	<p>○報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別府港海岸(上人ヶ浜・餅ヶ浜・北浜地区)視察について <p>○検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4回研究会での主な意見とその対応について ・各関係者の取り組みについて ・計画策定に向けた進め方について
<p>第6回 (平成26年2月3日)</p>	<p>○検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回研究会での主な意見とその対応について ・意見書及び報告書について

4

横須賀港浅海域保全・再生研究会委員名簿

(敬称略・順不同)

No.	区分	氏名	所属等	備考
1	学識経験者	近藤 健雄	日本大学理工学部 海洋建築工学科教授	委員長
2	学識経験者	古川 恵太	国土交通省国土技術政策総合研究所 沿岸海洋・防災研究部 沿岸海洋新技術研究官	職務代理者 (副委員長) ※平成25年4月1日付 で岡田委員へ変更
		岡田 知也	国土交通省国土技術政策総合研究所 沿岸海洋・防災研究部 海洋環境研究室長	
3	学識経験者	秋元 清治	神奈川県水産技術センター 栽培推進部 主任研究員	
4	学識経験者	堀口 敏宏	国立環境研究所 環境リスク研究センター 生態系影響評価研究室長	
5	市民団体	今井 利為	よこすか海の市民会議代表	
6	事業者	斎藤 浩昌	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長	
7	関係行政機関	森 弘継	国土交通省関東地方整備局 港湾空港部港湾計画課長	※平成25年4月1日付 で林委員へ変更
		林 雄介		
8	関係行政機関	角 浩美	国土交通省関東地方整備局 京浜港湾事務所長	※平成25年7月1日付 で山縣委員へ変更
		山縣 延文		
9	市職員	本多 和彦	横須賀市環境政策部長	
10	市職員	藤田 裕行	横須賀市港湾部長	

※任期は平成24年7月1日～平成26年3月31日

平成 26 年（2014 年）3 月 19 日

横須賀市長 吉 田 雄 人 様

横須賀港浅海域保全・再生研究会
委員長 近 藤 健 雄

横須賀港における浅海域の保全・再生のあり方について（報告）

「横須賀港浅海域保全・再生研究会」では、平成 24 年 7 月に第 1 回の研究会を開催して以降、6 回に亘り横須賀港における浅海域の保全・再生のあり方について検討してまいりました。

学識経験者、関係行政機関、事業者、市民団体等で構成する本研究会では、横須賀港において、人びとが海に親しめ、かつ、生き物の繁殖・生育の場としての効果や海の自浄能力を高める効果が期待できる浅海域を取り戻すため、場所の選定、利活用や整備の方法などについて、自然環境、生態系、集客による経済効果、費用対効果、防災・侵食対策などの観点から活発な議論、意見交換、先進事例研究などを重ね、今後、具体的な整備計画等の策定に向けた指針となるよう、「横須賀港における浅海域の保全・再生に向けた研究報告書」として取りまとめましたので報告します。

なお、市長におかれましては、横須賀港における浅海域の保全・再生を推進するに当たり、下記の事項について十分に意を用いていただき、主要な政策の 1 つとしての認識をもって、その実現に向けて積極的に取り組まれることを期待します。

記

- 1 横須賀港は東京湾の中でも自然環境が多く残っていることから、将来の子どもたちに横須賀のより良い海辺環境を引き継ぐことに努めること。
- 2 将来に亘り市民が海の恵みを享受できるよう、海を身近に感じ、海に親しめる場の創出を様々な観点から検討を進め、積極的に取り組むこと。
- 3 本研究会として、利活用の可能性や環境保全・改善の必要性を考慮して選定した 3 つの候補地を中心に具体的な検討をさらに進めること。
- 4 整備計画の策定に当たっては、自然環境、生態系の保全に配慮するとともに、防災・侵食対策、また、集客効果など地域経済の活性化に資する計画とすること。
- 5 今後、地域住民や関係事業者などを含めた検討組織を設置し、海を利用する全ての人が良好な関係で共存できるように、地域と一体となった計画策定、維持管理が行えるよう努めること。
- 6 財政状況が厳しい中ではあるが、国等の直轄（補助）事業として採択されるような工夫をするとともに、民間資本の活用等も視野に入れて財源の確保に努め、併せて必要となる予算措置に努めること。

横須賀港における浅海域の保全・再生に向けた研究報告書

平成 26 年（2014 年）3 月

《発行》

横須賀市港湾部港湾企画課

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地

電話：046-822-9621 FAX：046-826-3210

E-Mail：pp-ph@city.yokosuka.kanagawa.jp



この印刷物は、グリーン購入法に基づく平成 25 年度横須賀市グリーン購入方針の判断基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔ランク A〕のみを用いて作成しています。

この冊子は 250 部作成し、1 部あたりの印刷経費は 806 円です。

リサイクル適性 (A)